第３０号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成２８年３月２４日

提　出　者　　文京区教育委員会

教育長　　南　新平

文京区教育委員会規則第　　号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「第六条の五」を「第六条の六」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第２号（第９条関係）

一 時 差 止 処 分 書

年　月　日

様

（一時差止処分者）　文京区教育委員会　印

幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第１項
条例第29条第１項（同条例第30条第５項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、期末手当
期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、文京区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

付　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則　新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後（案）</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
付　則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第四条関係）　（略）
別表第二（第十一条関係）
<table>
<tr><th>職員の区分</th><th>割合</th></tr>
<tr><td>園長</td><td>百分の十二</td></tr>
<tr><td>副園長</td><td>百分の十</td></tr>
<tr><td>文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三十条の規定により準用する同規則第六条の六第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭</td><td>百分の五</td></tr>
</table>
別記様式第一号（第九条関係）　（略）
別記様式第二号（第九条関係）　（略）
別記様式第三号（第九条関係）　（略）
別記様式第四号（第九条関係）　（略）
</td><td>
別表第一（第四条関係）　（略）
別表第二（第十一条関係）
<table>
<tr><th>職員の区分</th><th>割合</th></tr>
<tr><td>園長</td><td>百分の十二</td></tr>
<tr><td>副園長</td><td>百分の十</td></tr>
<tr><td>文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三十条の規定により準用する同規則第六条の五第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭</td><td>百分の五</td></tr>
</table>
別記様式第一号（第九条関係）　（略）
別記様式第二号（第九条関係）　（略）
別記様式第三号（第九条関係）　（略）
別記様式第四号（第九条関係）　（略）
</td></tr>
</table>